

平成 19 年 3 月 9 日

警 察 庁

「第 9 回支援のための連携に関する検討会資料 中間報告（案）（事務局案）」
に対する意見について

- 1 中間報告（案）では、カード作成の目的を「被害者である旨を認定・証明するものでなく、犯罪被害者等の要望を整理し、紹介先機関・団体の理解を助け、迅速な支援の開始を促すこと」にあるとしているが、そのような目的であれば、紹介元機関・団体と紹介先機関・団体の間で情報を伝達することで足り（その方法も口頭等での連絡で足りると考えられ、その方が迅速に関係機関・団体に連絡でき、迅速な支援の開始を促すことができると考えられる。）事務局提案に係る「犯罪被害者カード」を作成・交付する必要性は認められない。

また、本カードについては、もともと、「犯罪被害者等からは、『支援を求めるたびに、その都度、自らの被害について説明しなければならないのは、つらい作業である。犯罪被害者カードを作成して、それを窓口で見せれば、被害についての説明を行うことなしに、支援を受けられるようにしてほしい。』といった要望がある。」ことを踏まえ、「犯罪被害者カード」を作成する必要があるとされていたところであるが、仮にカードの提示があった場合でも、紹介先機関・団体としては、中間報告（案）にもあるように、それぞれの立場で支援を行うに当たり、詳細の把握や確認の必要性等の諸処の理由から、犯罪被害者等に対して被害状況等について再度の説明を求めることは避けられないことから、「犯罪被害者カードを作成して、それを窓口で見せれば、被害についての説明を行うことなしに、支援を受けられる」ことにならず、「犯罪被害者カード」を作成・交付する必要性は認められない。

むしろ、2 以下のような問題が生じることが懸念される。

- 2 各種犯罪の当事者については、いずれが被害者であるかの認定が困難なものがあり、加害者、被害者双方の立場となる者も見受けられる。また、当事者間で事実関係について争いがある場合も少なくない。こうした中で、当事者の一方的な申立てに基づき、「犯罪被害者カード」に記載して交付した場合、紹介元機関が当該所持者を「犯罪被害者」として扱うことになる。

害者である」、「カードの記載内容が事実である」と認定したとの誤解を与えることになる。また、例えば、加害者がカードを所持して「犯罪被害者」であると称した場合に、真実の被害者に対し二次的被害を与えるおそれがあるなど、犯罪の当事者、被害者支援に携わる関係機関・団体の間で無用の紛議を引き起こし、本来の被害者の方への適切な被害者支援を行い得ないことにもなりかねない。

一方当事者の「犯罪被害者である」旨の申告をもって、「犯罪被害者カード」を交付することとした場合、カードが交付されたことをもって「被害者」として認定されたとの誤解を生じ、刑事手続、民事手続にも混乱を生じるおそれがある。

中間報告（案）で「カードは、被害者である旨を認定・証明するものではない」とされているものの、現実に運用した場合には、上記問題が発生することが懸念される場所である。

3 仮に、中間報告（案）で示されたように、「個別の事案により、カードを作成しないことを妨げるものではない。」としたとしても、犯罪に関わる当事者間でカード交付への期待が高まることは必然であり、そのような中で、カードを交付した場合には、2で指摘した問題が引き起こされ、カードを交付しなかった場合には、交付を受けられなかった当事者と紹介元機関・団体において、無用の紛議が引き起こされ、関係機関・団体が本来果たすべき犯罪被害者への支援業務にも支障を来すことが懸念される。

4 このほか、これまでの検討会及び平成18年12月21日付け、平成19年1月31日付けで既に当庁から各種の問題点を指摘しているが、これまでの検討会で問題点が解消されたとは言い難い。

【上記貴庁意見1～4に対する内閣府意見】

本検討会においては、基本計画検討会に引き続き、基本法の基本理念に基づき、犯罪被害者等の要望を踏まえ、犯罪被害者等の視点から現状を少しでも改善するための施策に関する検討を行ってきたところであり、犯罪被害者カードの作成及び交付についても、「紹介元機関・団体及び紹介先機関・団体間で情報を伝達すれば足りる」とか、「詳細の把握や確認の必要性等の諸処の理由から、犯罪被害者等に対して被害状況等について

再度の説明を求めることは避けられないこと」をもって、「カードを作成・交付する必要性は認められない」と言い切ることはできない。

一方、これまでの御議論を踏まえ、事務局としても、貴庁意見にあるとおり、カードの交付をもって紹介元機関・団体が当該申立人を犯罪被害者等として認定したとの誤解を招いたり、真実の犯罪被害者等に対し二次的被害を与えるおそれがあることや、カードを交付しないことによる当該申立人と紹介元機関・団体間での紛議の可能性があることは承知しているところ、御指摘を踏まえ、更に修正することとしたい。

5 また、「2. 関係機関・団体へ伝達すべき犯罪被害者等に関する情報のガイドライン及び様式モデル案の作成」について、中間報告（案）では、紹介元機関・団体と紹介先機関・団体間のスムーズな『橋渡し』をするための様式モデル案の作成について、「関係機関・団体においては、…様式モデル案を参考としつつ、個別の事案に即して適切な対応を行う必要がある。」としているが、この点についても既に意見を提出しているとおり、紹介先機関・団体に法律上の守秘義務が課されているか否か、適切な情報管理体制が採られているか否か等の問題や、紹介先機関・団体によって果たす役割が異なり、必要とする犯罪被害者に関する情報の内容も異なることから、紹介元機関・団体と紹介先機関・団体の間で犯罪被害者に関する情報を、「様式モデル案」という統一的な様式で共有することになじまないと考えられ、「様式モデル案」の作成の必要性は認められない。

更に、中間報告（案）の「2. 関係機関・団体へ伝達すべき犯罪被害者等に関する情報のガイドライン及び様式モデル案の作成」の中で、「犯罪被害者等に関する情報」という表現があるが、「犯罪被害者等に関する情報」には、犯罪被害者支援に係る情報に限らず、犯罪被害者等に係る様々な情報を包含し得る表現であることから、仮にガイドラインを作成するとした場合には、例えば、「犯罪被害者等支援に関する情報」とするなど、犯罪被害者等支援に関する情報に限定されることが明らかとなる表現とすべきである。

【上記貴庁意見5に対する内閣府意見】

連携調査によれば、他機関・団体から紹介を受ける際に提供を受けている情報と提

供を望む情報に乖離が生じていること、「橋渡し」に際し、提供される情報の内容や詳細さ、情報の共有状況を重視している一方で、それらの充足度が依然として低いこと、が明らかになった。それらの現状を改善し、スムーズな「橋渡し」による途切れない支援に資するため、関係機関・団体へ伝達すべき犯罪被害者等に関する情報のガイドライン及び様式モデル案の作成を行うものであるから、犯罪被害者等に関する情報を統一的な様式で共有することがなじまないことをもって、「様式モデル案の作成の必要性は認められない」と言い切ることはできない。

また、様式モデル案は、中間報告(案)(事務局案)にあるとおり、あくまで全国の支援に携わる関係機関・団体の参考であり、各機関・団体においては、個別の事案に即して適切な対応を行う必要があり、既存の取組と併せて様式モデル案の一部を用いることや、様式モデル案を参考にした独自の取組を妨げるものではない。よって、原案どおりとしたい。

次に、「犯罪被害者等に関する情報には、犯罪被害者支援に係る情報に限らず、犯罪被害者等に係る様々な情報を包含し得る表現である」との御指摘に関して、ガイドラインは、まさに犯罪被害者等に対するスムーズな「橋渡し」による途切れない支援に資するために作成するものであり、「橋渡し」に際して紹介先機関・団体へ伝達すべき犯罪被害者等に関する情報の内容について、最低限伝達が必要な事項及び状況に応じて伝達することが望ましい事項としており、いずれも犯罪被害者等支援に関する情報に限定していることは明らかであるが、御意見のとおり修正することとしたい。